日本スポーツ法学会と子どもの権利

―「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」の背景と内容―

鹿屋体育大学、日本スポーツ法学会、IOC 諮問委員会 森 克己

はじめに

コロナ禍の影響が懸念されるなか、1年延期された2020東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を前にして、日本スポーツ法学会では、2020年12月の学会総会で、標記の提言を学会の総意として採択した⁽¹⁾。本稿では、本提言が採択された背景と内容について考察したい。

2013年9月7日にアルゼンチンで開催された IOC 総会で 2020 東京オリンピック・パラリン ピックの開催が決定した。当日は、NHKにより IOC 総会の模様が生中継され、筆者も学術調査 のため滞在していたロンドンで視聴したが、招致 決定の瞬間、日本中が沸き立った。筆者はこの中 継で解説していた有森裕子氏のコメントに注目し た。それは、前年12月に発覚した桜宮高校体罰 死事件以降、日本のスポーツ界では、指導者によ る体罰や暴言等が続発し、これらの問題が起こら ないように開催国として対応していくことが求め られるという趣旨の発言であった。オリンピッ ク・パラリンピック大会の開催国として、日本の スポーツ環境、とりわけ子どものスポーツを取り 巻く環境が改善されることを期待した国民は多 かったのではないかと想定される。しかしながら、 2021年1月に、沖縄県の県立高校2年の男子生 徒が、部活動顧問による体罰・暴言を苦にして自 殺する事件が発覚したように、子どもを取り巻く スポーツ環境は、依然として改善されていない。

以上のこと等を背景として、日本スポーツ法学会では、子どものスポーツ権を重要な課題と認識し、議論してきた。とくに 2018 年には鹿屋体育大学において「子どものスポーツと権利を考える」をテーマに夏期合同研究会を開催し、前日の理事会において、子どものスポーツ権についてさらに研究を深めていくことが提案された。また、同学会では、子どものスポーツ権に関する研究を発展させ、研究成果をまとめるために、「子どものスポーツ権確立プロジェクト特別委員会」を立ち上げ、2019 年末に「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」(案)を策定した。そ

して、継続審議となっていた提言案に修正を加え、 2020年12月の学会の総会で提言の採択に至った。

1 提言採択の背景

提言採択の背景については、提言の序論に記載 されている。その概要は、次のとおりである。

日本スポーツ法学会では、1997年12月20日の「スポーツ基本法要綱案」において、「すべて国民が、ひとしくスポーツに関する権利を有し」、「スポーツに参加するものは、すべて自由であり、つねに公正と安全が確保されなければならない」ことを示し、2009年9月18日の日本スポーツ法学会第17回大会アピール「スポーツ基本法立法とスポーツ権の確立を求める!」においてスポーツ権を保障するためにスポーツ基本法の立法による具体的な制度構築の必要性を提言するなど、スポーツ権の確立に関して長年にわたり考究してきた。

そして、桜宮高校事件を受けて、同学会は、2013年2月に理事会声明「緊急アピール:スポーツから暴力・人権侵害行為を根絶するために」を発表し、6項目の提言をおこなった。この提言は、同年4月に日本体育協会、日本オリンピック協会など5団体による「スポーツ界における暴力根絶宣言」につながり、これを踏まえてスポーツ団体における相談窓口の設置などの対策が進められてきた。

2019年にラグビーのワールドカップが開催され、2021年には東京オリンピック・パラリンピック大会を控える中で、スポーツに対する国民の関心はこれまでになく高まりを見せている。しかしながら、体罰、暴力、ハラスメント、行き過ぎた指導、オーバーユースなどの問題は、未だに後を絶たず、子どものスポーツをおこなう環境の整備は十分とはいえない。また、日本における子どもへのスポーツ指導者による虐待の状況は、2020年7月に公表されたヒューマンライツ・ウォッチの報告書でも指摘されており、この問題に誠実に対応することが国際的にも求められている。

また、子どもの基本的人権を保障する包括的な権利章典である「子どもの権利条約」で保障された子どもの「生きる権利」「育つ権利」「保護される権利」「参加する権利」等の諸権利は、スポーツをおこなう子どもには十分に実現しているとはいえないのが日本の実情である。

2018年11月に日本ユニセフ協会とユニセフが発表した「子どもの権利とスポーツの原則」(Children's Rights in Sport Principles、以下 CRSPと略す)では、子どもの心身の健やかな成長発達を促す、遊びやスポーツが本来もつ力を再確認し、スポーツ団体、指導者、企業、学校、家庭、保護者などのスポーツ関係者のための行動指針を定めている。CRSPでは、子どもの権利条約に規定された子どもの権利が、子どものスポーツにおける関係者の行動指針という形で示されたと考えることもできる。

このように、日本において、子どもの権利の保障が国際的水準に照らして未だに不十分であることなどを踏まえ、日本スポーツ法学会は「子どものスポーツ権確立プロジェクト特別委員会」を設置して、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)確立のための提言策定に向けて検討を進め、同委員会が取りまとめた「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」を 2020年 12 月の同学会総会で会員の総意として承認し、公表した。

2 提言の内容

「スポーツにおける子どもの権利確立に関する 提言」(本論) は、次の4章から構成されている。

- 1章 スポーツにおける子どもの権利(子ども のスポーツ権)保障の重要性
- 2章 「子ども中心のスポーツシステム」構築 の必要性
- 3章 体育・スポーツの現場での現状とその改善の必要性
- 4章 具体的な方策の提案
 - (1) ガイドラインや行動指針の策定・実効的 な体制整備
 - (2) 国・地方自治体・スポーツ団体等の責務
 - (3) スポーツ団体等のガバナンス体制の強化
 - (4) 子どもの人権侵害の予防と問題解決の仕組みの整備
 - (5) 体育・スポーツ指導者の養成制度の改

善・整備

(6) 子どもの快適なスポーツ環境の整備とスポーツ権の確立のための法整備

これらのうち、 $1 \sim 3$ 章は、制度全般にかかわる総論的な内容、4章が具体的な制度設計について提言する各論的な内容となっている。

以下においては、これら4章の概要を考察する。

1章 スポーツにおける子どもの権利(子ども のスポーツ権)保障の重要性

本章においては、スポーツは、様々な場面で、子どもたちの心身の健やかな成長発達、豊かな人格形成にも資する大きな力を発揮すること、スポーツは、自発的な運動を基礎とする人類共通の文化であり、子どもたちにとっても、自己責任やフェアプレーの精神、豊かな心と他人への思いやりを育み、充実した生活と文化の向上に役立ち、幸福を追求し健康で文化的な生活を生涯にわたって営む上で不可欠の権利である、と子どもにとってのスポーツの意義を指摘している。

そのため、国、自治体、スポーツ団体、スポーツ指導者、保護者、企業等すべてのおとなたちが 緊密に連携協力して、スポーツにおける子どもの 権利(子どものスポーツ権)の実現や保障に努め なければならないと提言している。

2章 「子ども中心のスポーツシステム」構築 の必要性

本章においては、子どもの権利条約に照らして、スポーツに関して子どもに保障される権利の内容を指摘している。まず、子どもたちには、その年齢に適した遊びやレクリエーション活動に参加する権利がある(子どもの権利条約第31条)こと、また、同条で保障される休息および余暇の権利に基づき、子どもは親や指導者に強要されることも権利として認められるとしている。また、子どもたちが安心してスポーツを楽しみ、スポーツを通じて健やかに成長する権利は最も基本的な権利であると指摘している。そして、スポーツの世界で、差別、暴力、虐待等のリスクや権利侵害から子どもたちは守られなければならないとしている。

さらに、本章では、親や指導者など周りのおとなの意向や思惑のために、子どもたちのスポーツ権が侵害されている事態も少なからず生じていること、今般のコロナ禍の下で、住んでいる地域や

所属する団体によって、子どものスポーツをする自由が制限される事態も発生したことを指摘している。そして、おとな本位・おとな中心の現状を改め、「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約第3条)や子どもの意見の尊重(子どもの権利条約第12条)、並びにその他の関連規定(5・6・16・19・20・28・29・34条)の趣旨が反映された「子ども中心のスポーツシステム」が構築されるよう努めなければならないことが提言された。

「子ども中心のスポーツシステム」は、国連人権高等弁務官事務所のPaulo Davidにより唱えられた考え方であり、Davidは、次の内容を含む「子ども中心のスポーツシステム」を提唱した。①公平・非差別・公正、②子どもの最善の利益:子どもを第一に、③子どもの能力を発達させること、④協議、子どもの意見、情報に基づく参加、⑤適切な指示とガイダンス、⑥相互の尊重、支援及び責任、⑧健康に関する高度な達成水準(休息をする権利を含む)、⑨透明性・説明責任・監視、⑩卓越性⁽²⁾。このような「子ども中心のスポーツシステム」の構築により、子どもとかかわるおとなによる勝利至上主義的な指導や暴力・暴言による指導の見直しを図るのが提言の趣旨である。

3章 体育・スポーツの現場での現状とその 改善の必要性

本章では、2012年12月の桜宮高校事件をきっかけに、スポーツ指導者による体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待などの防止のための研修・取り組みなどがなされつつあるが、相変わらず体罰・暴言等の不適切な指導やオーバー・トレーニングなどの行き過ぎた指導の結果、心身の健康や体調を損なう子どもたちも後を絶たないことを指摘した上で、文部科学省による「運動部活動での指導のガイドライン」(2015年5月)の策定、スポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(2018年3月)、日本高等学校野球連盟による春夏の甲子園大会などでの投球数の制限(2019年11月)などの取り組みがおこなわれてきたことを指摘している。

そして、これらの取り組みをめぐっては、スポーツ指導者に「勝つためには多少の暴力や体罰も仕方がない」などの勝利至上主義、結果万能主義が見え隠れしており、それに同調する保護者も相当数存在することが窺われることを指摘した上

で、日本のスポーツ界に蔓延する、子どもの権利 尊重よりも勝利を優先する風潮は、指導者個人の 問題ではなく、優れた競技歴により子どもの進路 に有利に働く高校や大学の推薦入試に合格するた め指導者による厳しい指導を求める親や子ども自 身の期待等によって支持される構造的な問題であ ると、指導者による体罰等が指導者のみの問題で はなく、日本のスポーツ界の構造的な問題である ことを指摘している。

また、このような状況を改めて、子どもたちのスポーツに関わる意思を最大限尊重し、スポーツ活動における体罰等を防止し、事故やリスクなどから子どもたちを保護し、安全で安心なスポーツ環境を確保するためにも、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を確立することが必要不可欠であることを提言している。

さらに、イギリスの18歳未満の子どもをスポーツ指導者による虐待等から保護するチャイルド・プロテクション(以下 CP と略)制度の意義として、CP のガイドラインを守ることによって指導者自身もスポーツ指導から排除されない制度としての意義を有すると解釈されている⁽³⁾ことに倣い、「この提言に基づき子ども中心のスポーツシステムを構築し、スポーツ指導者が体罰防止等のガイドラインに書かれたことを順守すること等により、スポーツ指導者自身も法的責任を問われず、安心して子どもと関わることができることになる。」と指摘しているところに、この章での提言の特徴がある。

4章 具体的な方策の提案

本章では、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)の尊重を実効的に担保するための具体的なスキームや方策を次のとおり提言している。

(1) ガイドラインや行動指針の策定・実効的な体制整備

この節では、まず、ユニセフの CRSP やイギリスの CP のようなスポーツにおける子どもの権利 宣言や子どもの権利尊重の原則を取り入れた各競技団体ごとの独自のガイドラインや行動指針の策定を提言している。また、子どもたちがスポーツを通じて健やかな成長発達をし生きる権利を保障され、快適なスポーツ環境の下で、安全・安心にスポーツを楽しむ権利が強く保障されること、その実効性の担保のため、2020 年7月にヒューマ

ン・ライツ・ウォッチが提言した「日本セーフスポーツ・センター」やイギリスの CPSU (Child Protection in Sport Unit、〔筆者注〕) のような、子どもの権利・安全を確保する独立した機関の設置なども必要であることを提言している。

(2) 国・地方自治体・スポーツ団体等の責務

本節では、文科省、スポーツ庁、地方自治体、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会などの行政機関や中央統括団体は、スポーツ・インテグリティの保護・強化やスポーツ振興くじ助成による支援などの実施にあたり、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を保障する CRSP や CP の基本理念や具体的指針の遵守・実現を促進すること、子どもたちの健全かつ豊かな成長を支えるスポーツ実現のため、スポーツにかかわる全ての団体およびおとなたちが子どもの権利保障のための取り組みを強化・促進しなければならないことを提言している。

(3) スポーツ団体等のガバナンス体制の強化

本節では、日本においても、イギリスやオーストラリア等のように、スポーツにおける子どもの権利尊重や保護についての取り組み状況や体制について、ガバナンス・コードに取り込まれることが強く求められることを提言した。そして、CRSPに基づき、スポーツ団体とスポーツにかかわる教育機関、スポーツ指導者、子どもの保護者などスポーツに関係するすべてのおとなたちが、子どもの権利尊重の原則をスポーツ団体の意思決定プロセスに組み込むなど、子どもたちのスポーツを通じた健やかな成長をサポートするよう持続的な働きかけをすることが提言された。

(4) 子どもの人権侵害の予防と問題解決の仕組みの整備

本節では、まず、ハラスメント・暴力・体罰・ 差別・いじめなどを許さないこと、競技団体およ び地方自治体は、その予防・啓発・教育に取り組 み、問題が発生した場合の相談・通報制度の整備、 関係機関との緊密な連携の仕組み等を整えること が提言された。

また、「スポーツをする子どもも、体罰や虐待、 暴言を受けずにスポーツをすることが 子どもの 権利条約に基づく自分たちの権利であることを認 識し、指導者からの体罰や虐待はその権利を侵害 する行為であること、万一権利が侵害された場合 に相談することが権利として認められていること などについて教育を受ける環境を整備することも 求められる」とし、スポーツ指導を受ける子ども が正しい権利意識を身につけるための教育を受け る環境整備についても提言した。

(5) 体育・スポーツ指導者の養成制度の改善・整備

本節では、まずスポーツ指導者の資格に関するイギリスの現状について、イギリスではスポーツクラブ等でコーチとして指導する場合には、4段階の公的なコーチングの資格認証制度(UKCC)のレベル2以上を取得する必要があり、各スポーツ団体によるUKCC取得のためのワークショップにCPのガイドラインの内容の修得が含まれていること、UKCCの資格取得のための講習内容に、CPのガイドラインの内容を学習することが含まれていること、有資格者によるスポーツ指導は、ユネスコが1978年に策定した「体育・スポーツ国際憲章」など、国際的にも古くから求められていることであり、子どもが実践的に楽しくスポーツに取り組む上でも不可欠の条件であると指摘している。

そして、このようなイギリスでの取り組みを参考にして、日本でも中学・高校の保健体育科教諭の免許を取得するための教職課程での必修科目としてスポーツ法・倫理を位置づけるとともに、専門性確保のため、中学・高校の部活動指導者は日本スポーツ協会が実施する当該種目の指導者資格の取得を義務づけたり、子どもに対してスポーツ指導をするあらゆるおとなは日本スポーツ協会の指導者資格の取得を義務づける必要があること、また、将来的には、学校の部活動を含む子どもに対するスポーツ指導者が定期的に受講する体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待防止のための体系的な研修制度の構築が必要であることを提言した。

(6) 子どもの快適なスポーツ環境の整備とスポーツ権の確立のための法整備

本節では、まず、子どもの快適なスポーツ環境の確保とスポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)の確立のために、イギリスなどの先進諸国の取り組みやユニセフの CRSP などの国際的な状況を参考にして、スポーツ基本法の改正または個別法の制定が望まれることを指摘した。そして、具体的には、日本においても、子どもの権利の尊重と実現、スポーツを通じた子どもの健やかな成長と発達の保障、スポーツにおける子どもの安全・安心とリスクからの保護、子どもの権利を守るためのガバナンス体制の整備などを保障

するため、必要に応じて、包括的な差別・暴力・ハラスメント防止法の制定などの個別法の制定またはスポーツ基本法の改正を通じて、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を保障するための体系的な法制度を整備することを提言した。

また、学校による教師の体罰については、学校教育法第11条の体罰禁止規定により対応できるが、児童虐待防止法や児童福祉法が親など家庭での子どもへの虐待を対象としているため、その他の場面での指導者による体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待については、刑法の暴行罪や傷害罪等の規定により事後的に対応するほかなく、スポーツ指導者による問題行動を防止するための法制度の整備が求められることも提言した。

おわりに

以上、本稿で考察した、日本スポーツ法学会の 提言の内容を日本の体育・スポーツ界に如何に周 知し、実行に移していくかが今後の課題としてあ げられる。

なぜならば、スポーツにおける子どもの権利を 脅かす指導者による体罰・虐待等が発生する原因 や対策については、これまで数多くの論者による 論考で考察され、また、桜宮高校体罰事件後は、 スポーツ団体による暴力根絶宣言や文科省やスポーツ庁による部活動の在り方等に関するガイド ラインの策定等がおこなわれた。しかしながら、 如何にそのような研究成果が出され、対策がおこなわれても、子どものスポーツを取り巻く日本の 体育・スポーツ界の構造的な問題が解決されなければ実効性のない画に描いた餅にとどまるからである。

これに対し、世界で最も先進的なイギリスの CP 制度は、1998年子ども法や 2004年子ども法などの制定法に基づき、政府から補助金を交付されているあらゆるスポーツ団体は CP のガイドラインを策定することが義務づけられ、子どもがスポーツを楽しく取り組むことを重視した、スポーツ界全体がかかわる実効性のある制度となっている。

また、IOCは、IOCが取り組む3つの課題として「ドーピングとの闘い」「競争の操作の防止」「スポーツにおけるハラスメントおよび虐待の防止」

を掲げ、ハラスメントおよび虐待をドーピングと 並びインテグリティの問題として重視しており、 2017年11月にはアスリート保護のガイドライン である IOC Safeguarding athletes from harassment and abuse in sport - IOC Toolkit for IFs and NOCs を策定した⁽⁴⁾。このガイドラインに基づき、**JOC** をはじめ各国内のオリンピック委員会や国際競技 連盟 (IF) は、イギリスの CP 制度のようなアス リート保護の制度を整えることが求められている が、日本ではほとんど報道されていない。また、 2020年7月に出されたヒューマン・ライツ・ ウォッチの報告書は、日本での子どもに対するス ポーツ指導者による体罰の問題を世界に暴露する こととなり、IOC のバッハ会長と JOC の山下会 長が、報告書の内容に基づき、IOC と JOC が日 本のスポーツ界の虐待防止に協力する方針で一致 したとの報道もなされた⁽⁵⁾。

これらの国際的な動向を踏まえると、本稿の「はじめに」で指摘した有森裕子氏の発言の重みを日本の体育・スポーツ関係者は認識し、日本のスポーツ界の次代を担う子どもたちが楽しく安全にスポーツ活動に取り組むことができるよう、日本スポーツ法学会の提言内容の実現に向け、真摯な取組を期待したい。

注

- (1) 「スポーツにおける子どもの権利確立に関する 提言」については、日本スポーツ法学会のHP (http://jsla.gr.jp/archives/1534) を参照のこと。
- (2) Paulo David, Human Rights in Youth Sport, 2005, pp. 237–240.
- (3) M Turner, P McCrory, British Journal of Sport Medicine, 38, 2004, p107. イギリスの CP 制度については、森克己「イギリスのチャイルド・プロテクション制度に倣う体罰問題への対応のあり方」季刊教育法第 177 号、94 ~ 99 頁、2013年等を参照。
- (4) 同 Toolkit の内容・意義等については、森克 己、山田理恵、内田良、栗山靖弘「IOC による アスリート保護のためのガイドラインの意義と 課題」日本スポーツ法学会年報第26号、336~ 357頁、2019年を参照。
- (5) 例えば、次のURL (https://www.sankei.com/sports/news/200806/spo2008060053-n1.html)を参照。

「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」の公表について 日本スポーツ法学会

当学会は、1997年12月20日の「スポーツ基本法要綱案」¹、において「すべて国民が、ひとしくスポーツに関する権利を有し」、「スポーツに参加するものは、すべて自由であり、つねに公正と安全が確保されなければならない」ことを示し、2009年9月18日の日本スポーツ法学会第17回大会アピール「スポーツ基本法立法とスポーツ権の確立を求める!」²においてスポーツ権を保障するためにスポーツ基本法の立法による具体的な制度構築の必要性を提言するなど、スポーツ権の確立に関して長年にわたり考究してきた。

また、当学会は、桜宮高校男子バスケットボール部主将自殺事件の発生を受けて、2013年2月14日、理事会声明として「緊急アピール:スポーツから暴力・人権侵害行為を根絶するために」3を発表し、6項目からなる提言を行った。この提言は、その後、同年4月25日に行われた公益財団法人日本体育協会、公益財団法人日本オリンピック委員会、公益財団法人日本障害者スポーツ協会、公益財団法人全国高等学校体育連盟及び公益財団法人日本中学校体育連盟の5団体による「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」につながり、これを踏まえてスポーツ団体における相談窓口の設置などの対策が進められてきた。

わが国では、2019年にラグビーのワールドカップが成功裡に開催され、2021年には東京オリンピック・パラリンピック大会を控える中で、スポーツに対する国民の関心がこれまでにない高まりを見せている。しかしながら、体罰、暴力、ハラスメント、行き過ぎた指導、オーバーユースなどの問題は、未だに後を絶たない。とりわけ、スポーツの将来を担うべき子どものスポーツを行う環境の整備は十分とはいえず、見過ごすことのできない状況にある。日本における子どもへのスポーツ指導者による虐待の状況は、2020年7月にヒューマン・ライツ・ウォッチが公表した報告書4でも指摘されており、この問題に対して誠実に対応することが国際的にも求められている。

¹ 日本スポーツ法学会「スポーツ基本法要綱案」(http://jsla.gr.jp/archives/836)

² 日本スポーツ法学会「スポーツ基本法とスポーツ権の確立を求める!」(日本スポーツ法学会第 17 回大会アピール) (http://jsla.gr .jp/archives/744)

³ 日本スポーツ法学会「緊急アピール:スポーツから暴力・人権侵害行為を根絶するために」(http://jsla.gr .jp/archives/885)

⁴ ヒューマン・ライツ・ウォッチによる報告書『数えきれないほど叩かれて-日本のスポーツにおける子どもの虐待』(以下「HRW報告書」と略)では、日本におけるスポーツ指導者による子どもへの虐待の状況が掲載されるとともに、アメリカのセーフ・スポーツセン

ところで、「子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child)」は、子どもの基本的人権を保障する包括的な権利章典であり、子どもを大人とは別個独立の権利主体として位置づけ、成長過程での特別な保護や配慮が必要なひとりの人間としての権利などを定めている 5 。同条約は、前文と本文54条から成り、子どもの「生きる権利」、「育つ権利」、「保護される権利」、「参加する権利」の実現を確保するための具体的な事項を規定している。しかしながら、同条約に規定されたこれらの子どもの諸権利に照らしたとき、スポーツを行う子どもにそのような権利が十分に実現しているとは言えないのがわが国の実情である 6 。

2018年11月、日本ユニセフ協会とユニセフ(国連児童基金)は、国内外の専門家等と作成したスポーツにおける子どもの権利課題に特化した文書「子どもの権利とスポーツの原則(Children's Rights in Sport Principles)」(CRSP)を発表した。CRSPでは、世界各地で、スポーツにおける暴力的な指導や子どもの心身の健康な発達を配慮しない過度なトレーニングなどが絶えない中、子どもの心身の健やかな成長発達を促す、遊びやスポーツが本来もつ力を再確認し、スポーツ団体、指導者、企業、学校、家庭、保護者などのスポーツ関係者のための行動指針を定めている。CRSPでは、子どもの権利条約に規定された子どもの権利が、子どものスポーツにおける関係者の行動指針という形で示されたと考えることもできる。

このように、わが国において、子どもの権利の保障が国際的水準に照らして未だに不十分であり、スポーツにおける子どもの権利や子どもの快適なスポーツ環境が確保・実現されていない状況を踏まえ、当学会は、「子どものスポーツ権確立プロジェクト特別委員会」を設置して、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)確立のための提言策定に向けて検討を進めてきた。そして、このたび、同委員会が取りまとめた「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」を 2020 年 12 月 19 日の当学会総会において会員の総意として承認し、次のとおり公表する。

ターのような専門機関の設立など、具体的な提言が示された。

⁵ 同条約は、1989 年 11 月に、国連第 44 回総会本会議において全会一致で採択され、日本も、1994 年 4 月に批准承認するにいたった。同条約には、2020 年 10 月現在、世界の196 か国・地域が加盟しており、国連での採択から 30 年、日本の批准から 25 年が経過している。

⁶ 国連の子どもの権利委員会は、2019 年 2 月に、日本政府の提出した第 4・5 回報告書に対する審査報告書である総括所見を公表し、婚姻適齢の民法改正、子どもの貧困対策等に一定の評価をしつつも、包括的な差別禁止法の制定や体罰の禁止、児童の意見の尊重等について懸念を表明し強い勧告を行っている。

「スポーツにおける子どもの権利確立に関する提言」

1. スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)保障の重要性

子どもたちは、遊びやスポーツを通じて、社会性を身につけ、他者との信頼関係や協調性、自制心やルールの大切さ、相手方を尊重することなどを学ぶ。また、スポーツは、様々な場面で、子どもたちの心身の健やかな成長発達、豊かな人格形成にも資するという大きな力を発揮する。

スポーツは、自発的な運動を基礎とする人類共通の文化であり、子どもたちにとっても、自己責任やフェアプレーの精神、豊かな心と他人への思いやりを育み、充実した生活と文化の向上に役立ち、幸福を追求し健康で文化的な生活を生涯にわたって営む上で不可欠の権利であると言える(日本国憲法第13条、第25条、第26条、スポーツ基本法第2条等)。1

そのためには、スポーツの世界でも、子どもたちが健やかに成長発達し豊かに人格を 形成でき充実した生活が送ることができるように、国、自治体、スポーツ団体、スポー ツ指導者、保護者、企業等すべてのおとなたちが緊密に連携協力をして、スポーツにお ける子どもの権利(子どものスポーツ権)の実現や保障に努めなければならない。

2. 「子ども中心のスポーツシステム」構築の必要性

子どもたちには、子どもの権利条約第31条にあるように、その年齢に適した遊びやレクリエーション活動に参加する権利がある。また、同条で保障される休息及び余暇の権利に基づき、子どもは親や指導者から強要されることなく、自らの意思で休息をとることも権利として認められる。また、スポーツは、年齢や性別、生まれた場所や障がいの有無にかかわらず、全ての子どもたちの成長や発達を促す大きな力を持っている。子どもたちが安心してスポーツを楽しみ、スポーツを通じて健やかに成長する権利は最も基本的な権利である。スポーツの世界でも、差別、暴力、虐待、オーバー・トレーニング、事故や怪我などのリスクや人権侵害から子どもたちは守られなければならない。

また、親や指導者など周りのおとなの意向や思惑のために、子どもたちのスポーツ権が侵害されている事態も少なからず生じている。今般のコロナ禍の下で、住んでいる地域や所属する団体によって、子どものスポーツをする自由が制限される事態も発生した。おとな本位・おとな中心の現状を改め、「子どもの最善の利益」(子どもの権利条約第3条)や子どもの意見表明権(子どもの権利条約第12条)、並びにその他の関連規定(5・6・16・19・20・28・29・34条)の趣旨が反映された「子ども中心のスポーツシステム」²が構築されるよう

¹ ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」(CRSP)(https://childinsport.jp) 前文、スポーツ基本法前文参照。

² 「子ども中心のスポーツシステム」は、国連人権高等弁務官事務所の Paulo David によ

に努めなければならない。³

3. 体育・スポーツの現場での現状とその改善の必要性

日本でも、2012 年 12 月に起こった桜宮高校での体罰自殺事件をきっかけに、スポーツ 指導者による体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待などの防止のための研修・取組など がなされつつあるが、相変わらず体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待など不適切な指 導やオーバー・トレーニングなどの行き過ぎた指導の結果、心身の健康や体調を損なう子 どもたちも後を絶たない。4

また、2015年5月に、文部科学省は「運動部活動での指導のガイドライン」を策定して、運動部活動での効果的計画的指導、適切な指導と体罰などの暴力的な指導、不適切な指導方法の区別などの理解を深める取組をした。さらに、2018年3月には、スポーツ庁は、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定して、学業や心身の健康との両立を図るバランスのとれた部活動の指導・運営の指針作りを目指した。

2019年11月には、日本高等学校野球連盟は、子どもたちの身体や健康を守るという観点から、春夏の甲子園大会のほか、地方の全ての公式戦を対象に1人の投球数は7日間で500球以内とする、3日間続けての投球を禁止するなどの投球制限を導入することを決めた。

しかしながら、これらの取組を巡っては、ともすると、スポーツ指導者に、「勝つためには多少の暴力や体罰も仕方がない」とか、「結果を出せなければ、スポーツの意味はない」などという勝利至上主義、結果万能主義が見え隠れしており、これに同調する保護者

り唱えられた考え方であり、David は、次の内容を含む「子ども中心のスポーツシステム」を提唱した。①公平・非差別・公正、②子どもの最善の利益:子どもを第一に、③子どもの能力を発達させること、④協議、子どもの意見、情報に基づく参加、⑤適切な指示とガイダンス、⑥相互の尊重、支援及び責任、⑧健康に関する高度な達成水準(休息をする権利を含む)。このような「子ども中心のスポーツシステム」の構築により、子どもと関わるおとなによる勝利至上主義的な指導や暴力・暴言による指導の見直しを図るというものである。

³ その際に、ユニセフが国内外の専門家と連携して作成した、スポーツにおける子どもの権利の尊重と推進を謳う CRSP を基本的な行動指針として、「子ども中心のスポーツシステム」の構築に努めなければならない。また、学校での部活動、スポーツ少年団などでの活動において、子どもの年齢や発達への配慮、子どもの意見や声が反映されるような仕組みや配慮が必要である。

⁴ 監督・コーチなどのスポーツの指導者と選手(アスリート)との関係において、強大な権力関係の格差や先輩・後輩などの上下関係が存在するために、体罰・暴力、ハラスメント、虐待などの人権侵害の問題が横行しやすい環境にある。しかし、子どもは、さらに、その年齢や発達の程度にもよるが、十分な判断力や表現力を欠くため、そもそも自己の意見を的確に表明したり抵抗する力さえ奪われていることも少なくない。自ら権利や利益を守れないところに、子どもの権利擁護の必要性と重要性が存在している。なお、本提言でいう「虐待」には、性に基づく不合理な差別的取り扱い、性的虐待、セクシュアル・ハラスメントが含まれる。

も相当数存在することが窺われる。日本のスポーツ界に蔓延する、子どもの人権尊重よりも勝利を優先する風潮は、指導者個人の問題ではなく、優れた競技歴により子どもの進路に有利に働く高校や大学の推薦入試に合格するため指導者による厳しい指導を求める親や子ども自身の期待等によって支持される構造的な問題である。従って、一概に個々の指導者や保護者の責任とは言い切れない側面もあり、子どものスポーツに関わる全ての利害関係者が、勝利よりも大切なことがあるという価値観を共有し、その価値観のもとに構造的な改革を行っていく必要がある。

また、このような状況を改めて、子どもたちのスポーツに関わる意思を最大限尊重し、 健やかな成長を支援し、スポーツ活動における体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待な どを防止するとともに、事故やリスクなどから子どもたちを保護し、安全で安心なスポー ツ環境を確保するためにも、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を確 立することが必要不可欠と言わざるをえない。

さらに、この提言に基づきスポーツにおける子どもの権利を確立することは、子どもと関わるあらゆるおとなの権利を守ることにも繋がる意義を有する。すなわち、この提言に基づき子ども中心のスポーツシステムを構築し、スポーツ指導者が体罰防止等のガイドラインに書かれたことを順守すること等により、スポーツ指導者自身も法的責任を問われず、安心して子どもと関わることができることになる。5

4. 具体的な方策の提案

スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)の尊重を実効的に担保するための スキームや方策として以下の具体的な提言をする。

(1) ガイドラインや行動指針の策定・実効的な体制整備

まず、ユニセフの「子どもの権利とスポーツの原則」(CRSP)やイギリスのチャイルド・プロテクション(CP)6のようなスポーツにおける子どもの権利宣言や子どもの権利尊重原則を取り入れた各競技団体ごとの独自のガイドラインや行動指針の策定が求められる。7子どもたちがスポーツを通じて健やかな成長発達をし生きる権利を保障され、快適なスポ

- 5 例えば、18 歳未満の子どもをスポーツ指導者等による体罰・虐待等から保護するイギリスのチャイルド・プロテクション(Child Protection,以下 CP と略)の制度は、第一義的には指導を受ける子どもを保護する制度であるが、CP のガイドラインを守ることによって指導者自身もスポーツ指導から排除されない制度としての意義を有するものと捉えられている。(M Turner, P McCrory, 2004)
- 6 イギリスの CP 制度は、18 歳未満の子どもを親などからの虐待から保護する制度であり、1989 年子ども法や 2004 年子ども法などの法律に基づき、教育省によるガイドライン (Working Together to Safeguard Children 2018) などから構成される制度である。2001 年に全国子ども虐待防止協会(National Society for the Prevention of Cruelty to Children NSPCC) 内にスポーツにおける子ども保護局 (Child Protection in Sport

Children、NSPCC) 内にスポーツにおける子ども保護局(Child Protection in Sport Unit、CPSU) が設立されて以来、CPSU 策定のガイドライン及び各スポーツ団体が定めるガイドラインによってスポーツ分野の CP 制度が構築されている。

7 ガイドラインにおいては、親の子どもの安全のための姿勢、行動規範、理解の促進、またボランティアを含めたスポーツ指導者としての子どもへの接し方、子どもの尊重、その

ーツ環境の下で、安全に・安心してスポーツを楽しむ権利がなによりも強く保障されなければならない。8その実効性の担保のためにも、2020年7月に、ヒューマン・ライツ・ウォッチが提言した「日本セーフスポーツ・センター(仮称)」9あるいはイギリスの CPSU のような、子どもの権利・安全を確保する独立した機関の設置なども必要である。

(2) 国・地方自治体・スポーツ団体等の責務

文科省、スポーツ庁、地方自治体、日本スポーツ振興センター、日本オリンピック委員会、日本スポーツ協会などの行政機関や中央統括団体は、スポーツ・インテグリティの保護・強化やスポーツ振興くじ助成による支援、学校安全支援事業など各種助成・支援事業・基本計画の実施にあたり、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を保障する CRS P や CP の基本理念や具体的指針の遵守・実現を促進するとともに、子どもたちの健全で充実した豊かな成長を支えるスポーツを実現すべく、スポーツに関わる全ての団体及びおとなたちが子どもの権利保障のための取組を強化・促進しなければならない。

(3) スポーツ団体等のガバナンス体制の強化

我が国においても、イギリスやオーストラリア等のように、スポーツにおける子どもの権利尊重や保護についての取組状況や体制について、ガバナンス・コードに取り込まれることが強く求められ¹⁰、補助金や助成金の配分の際にも重要な考慮事項に上げられ、適切な評価が実施されることも望まれる。また、CRSPに基づき、スポーツ団体とスポーツに関わる教育機関、スポーツ指導者、スポンサー企業・組織、成人アスリート、子どもの保

年齢・発達に応じた指導訓練の在り方、とくに虐待・暴力・差別・いじめ・搾取・事故・ 怪我等のリスクからの保護、障がい・民族・性自認など多様性や個性への配慮などが定め られるべきである。また、行動規範、責任、理解の増進と意識改革を図ると共に、指導者 になるために必要な公的な資格制度を整備する必要がある。そして、子どもと関わること に不適切なおとなの排除、指導者・親に対する行動規範、試合・遠征や子どもの送迎など も定められるべきである。イギリスでは、政府から資金や補助金を交付されているあらゆ るスポーツ団体は、子ども保護のガイドラインを策定することが義務付けられ、各スポー ツ団体が、虐待・暴力の類型化と予防、指導者の望ましい指導例と望ましくない指導例、指 導者の前歴チェックシステムの利用等の独自のガイドラインや指導の在り方を定めている。 8 スポーツ基本法第14条では、国及び地方公共団体に、スポーツ事故の防止や指導者等 の研修、スポーツ施設の整備や心身の健康、安全の確保等の必要な措置を講ずる努力義務 を課している。全国各地で、教育委員会などが中心になって、2013 年 5 月に文科省がま とめた「運動部活動での指導のガイドライン」を参考に、「子どものスポーツ活動ガイド ライン」(鳥取県教育委員会、2014年3月)などが定められ体罰・暴力・事故・行き過ぎた 指導など適切な指導がなされるようなガイドラインが策定されている。各競技団体やスポ ーツクラブでも、ガイドラインや活動指針を定めて、子どもたちが安全・安心してスポー ツを楽しめるよう努めなければならない(See International Safeguarding Children in Sport Working Group, International Safeguards for Children in Sport (2016)

9 ヒューマン・ライツ・ウォッチ(HRW)「数えきれないほど叩かれて一日本のスポーツに おける子どもの虐待」調査報告書 43 頁以下(HRWwww.hrw.org > report > 2020/07/20)。

10 イギリスでは、2016年12月にSport EnglandとUK Sport が共同で策定した「スポーツガバナンスに関する規程」(A Code for Sports Governance)が2017年4月に公的な資金を受けるあらゆるスポーツ団体が守るべき規範として施行された。同ガバナンスコードの

護者などおよそスポーツに関係する全てのおとなたちが、子どもの権利尊重の原則をスポーツ団体の意思決定プロセスに組み込み、支援先のスポーツ団体等への働きかけと対話を通じた理解を増進し、子どもたちのスポーツを通じた健やかな成長をサポートするよう持続的な働きかけをしなければならない。

(4)子どもの人権侵害の予防と問題解決の仕組みの整備

ハラスメント・暴力・体罰・差別・いじめなどを許さないとともに、競技団体及び地方自治体は、その予防・啓発・教育に取り組み、問題が発生した場合の相談・通報制度の整備、関係調整、調査・処分手続、再発防止のためのモニタリング、関係機関との緊密な連携の仕組みを整えなければならない¹¹。とくに、CRSP アセスメントツールのように、スポーツ団体、スポンサー企業、指導者や保護者等が自身の組織や個人として、CRSP 原則や子どもの権利保障に対する理解度、実施状況、課題等を客観的に自己評価し、現状や課題を明確に意識し、その改善に役立てるように活用するというソフトな自律的な取組がとくに望まれる。¹²

また、スポーツをする子どもも、体罰や虐待、暴言を受けずにスポーツをすることが子どもの権利条約に基づく自分たちの権利であることを認識し、指導者からの体罰や虐待はその権利を侵害する行為であること、万一権利が侵害された場合に相談することが権利として認められていることなどについて教育を受ける環境を整備することも求められる。

「弱みのあるグループの保護」の項目で「Sport England 及び UK Sport の資金援助の合意には保護に関する特別な義務が含まれる。これらは、適切な政策と手続が履行されることを要求し、NSPCC CPSU により策定された『スポーツにおける子ども保護に関する標準(Standards for Safeguarding and Protecting Children in Sport)』を履行し従うことが要求される。」(同 Code p. 52)ことが定められた。

¹¹ たとえば、IOC が 2017 年に策定した上記の Toolkit では、国際競技連盟(IF)や国内オ リンピック委員会(NOC)に向けて、「スポーツにおけるハラスメントや虐待からアスリート を守るために(Safeguarding Athletes from Harassment and Abuse in Sport)」というツ ールキットを公表した。ここでは、組織としてハラスメントや虐待を防止するための基本 方針、アスリート保護施策を明確に打ち出すことが求められている。次いで、「心理的虐 待(Psychological Abuse)」「身体的虐待(Physical Abuse)」「セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment)」「ネグレクト(Neglect)」の定義が明確に定められ、ここでのハラス メントや虐待には、人種、皮膚の色、性別、障がい、性的指向(Sexual Orientation) など を含み、いわゆるジェンダー・ハラスメントをも含む。また、組織、調査及び懲戒手続、 相談・通報制度についても規定をおく。組織としての義務的通報制度、オンライン通報制 度が置かれ、中立の訓練された保護官やオンブズマンが存在し、事実関係やハラスメント 等があるかどうかの調査手続と、懲戒委員会による懲戒手続も用意されていることが求め られる。規程・規則違反に対する明確な措置や制裁が定められ、公正な手続保障、秘密の 保持、守秘義務、アスリートの関与が保障されなければならないとする。また、IOC で は、イギリス、オーストラリア、オランダなど各国の先進的な取り組みやモデルを紹介し ながら、模範的な取り組みを推奨している。また、予防的な措置として、子どもの指導な どをするスタッフには、採用時のスクリーニングとして、イギリス、カナダで導入されて いる児童虐待や性的虐待等の刑事記録のチェック制度(Criminal Record Check)や、具体的 な行動規範も定める必要があり、ケース管理、監視、自己評価なども求められている。

¹² CRS P のアセスメントツールの取組み(https://childinsport.jp/assessmenttool/)参照。

(5)体育・スポーツ指導者の養成制度の改善・整備

イギリスではスポーツクラブ等でコーチとして指導する場合には、4段階の公的なコーチングの資格認証制度(UKCC)のレベル2以上を取得する必要があり、各スポーツ団体による UKCC 取得のためのワークショップに CP のガイドラインの内容の修得が含まれている。たとえば、イギリスのスイム・イングランドでは、UKCC のコーチングの資格取得のための研修会において、子ども保護のガイドラインの内容や趣旨等を学ぶことが求められており、コーチングの資格取得と連動した実効的な仕組みが用意されている。有資格者によるスポーツ指導は、ユネスコが 1978 年に策定した「体育・スポーツ国際憲章」など、国際的にも古くから求められていることであり、子どもが実践的に楽しくスポーツに取り組む上でも不可欠の条件である。

そこで、このようなイギリスでの取組みを参考にして、日本でも中学・高校の保健体育科教諭の免許を取得するための教職課程での必修科目としてスポーツ法・倫理を位置付けるとともに、専門性確保のため、中学・高校の部活動指導者は日本スポーツ協会が実施する当該種目の指導者資格の取得を義務付けたり、子どもに対してスポーツ指導をするあらゆるおとなは日本スポーツ協会の指導者資格の取得を義務付ける必要があろう。また、将来的には、学校の部活動を含む子どもに対するスポーツ指導者が定期的に受講する体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待防止のための体系的な研修制度の構築が必要である。

(6)子どもの快適なスポーツ環境の整備とスポーツ権の確立のための法整備

子どもの快適なスポーツ環境の確保とスポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)の確立のために、イギリス、オーストラリア、ノルウェーなどの先進諸国の取組みやユニセフの CRS P などの国際的な状況を参考にして、スポーツ基本法の改正又は個別法の制定が望まれる。つまり、日本においても、子どもの権利の尊重と実現、スポーツを通じた子どもの健やかな成長と発達の保障、スポーツにおける子どもの安全・安心とリスクからの保護、子どもの権利を守るためのガバナンス体制の整備、子どもに関わるおとな(指導者・保護者等)の理解と対話の推進、子どもの心情・意思の尊重と参加の権利などを保障するため、必要に応じて、包括的な差別・暴力・ハラスメント防止法の制定などの個別法の制定若しくはスポーツ基本法の改正を通じて、スポーツにおける子どもの権利(子どものスポーツ権)を保障するための体系的な法制度を整備することも考えられる13。

また、学校による教師の体罰については、学校教育法第 11 条の体罰禁止規定により対応できるが、児童虐待防止法や児童福祉法が親など家庭での子どもへの虐待を対象としているため、その他の場面での指導者による体罰・暴言・暴力・ハラスメント・虐待については、刑法の暴行罪や傷害罪等の規定により事後的に対応するほかなく、スポーツ指導者による問題行動を防止するための法制度の整備が求められる。

¹³HRW の前記調査報告書でも、スポーツ指導者の暴力・暴言の禁止、暴力を受けずにスポーツをする権利の保障、研修の義務化、通報の義務化などのスポーツ基本法、児童虐待防止法の改正等を求めている。